事業承継 税理士30選 vol.10

日本の中小企業の大きな課題の1つが「事業承継」だ。経営者の高齢化にともない、多くの中小企業が事業を後継者に引き継がせる時期を迎えている。事業承継は大きなプロジェクトであり、時間をかけて計画的に行わなければならない。とはいえ、通常、事業承継は経営者・後継者どちらにとっても初めての経験となるため、専門家の力を借りる必要がある。

広告

企画・お問い合わせ先
日経エージェンシー
TEL：03-5259-5430

事業承継というプロジェクトを円滑に進めるためには しっかりしたプランニングと専門家のサポートが不可欠

高齢化した経営者が事業を後継者に承継せずに廃業してしまうと、会社の持つ経営資源や従業員の雇用が失われる。これは地域や日本の経済にとってマイナスだ。これまで大切に育ててきた会社を後継者に引き継いでもらい、さらなる成長を託したい。

事業を引き継がせるためにはすべきことが多く、一つひとつステップを踏んで計画的に進めていくことが重要だ。手順を飛ばしたり、先送りにしたりすると失敗する可能性もあるので、最初に、何をどのような手順で行うかを把握しておくことが欠かせない。

後継者を決めたら現状分析から始める

事業承継を進めるに当たって最も大切なのは、後継者を決めて本人の同意を得ることだ。そこからスタートし、現経営者の引退というゴールを目指して事業承継計画を立てる。

まずすべきなのは現状の分析だ。事業承継は会社の経営権だけでなく、自社の株式や会社の土地・建物・設備などの資産のほか、会社の信用力、ブランド、独自の技術やノウハウ、取引先や顧客など、目に見えない資産も引き継がせることになる。そのため、有形・無形の資産の状況を把握することが不可欠だ。

その結果を基に、問題点を洗い出す。特に重要なのは自社株式の承継に伴う課題だ。株式が分散すると安定した経営が難しくなるので、後継者に株式を集中させる必要がある。だが、非上場会社の自社株式は評価額が高くなることが多く、株式を後継者に贈与や相続で引き継がせると贈与税・相続税の負担が重くなってしまう。

この点について国は、一定の条件を満たした自社株式の贈与・相続に対して贈与税・相続税の納税を猶予したり免除したりする事業承継税制を設けている。中小企業庁が認定した経営革新等支援機関の指導・助言を受けて「特例承継計画」を作成し、23年3月31日までに都道府県に提出すると、猶予・免除の条件が大幅に緩和される特例が受けられる。

経営革新等支援機関は、中小企業の経営課題の解決について専門性が高く実務経験が豊富であると国が認定した税理士・税理士法人などだ。

経営者自身の相続対策も必要

事業承継に伴う税負担を軽減するには、相続時精算課税や、種類株式、社員持ち株会、信託の活用なども考えられる。

後継者に株式を集中させることで、後継者以外の相続人が受け取る遺産が少なくなってしまわないようにするなど、現経営者自身の相続対策も求められる。

後継者が現経営者の子や親族などの場合、後継者教育も欠かせない。事業承継に伴って、社内の組織再編や役職の見直しなどを行ったり、事業承継後のDX（デジタルトランスフォーメーション）対策が必要になったりすることもあるだろう。

専門家の力を借りて計画的に進めていく

こうした対策の実行で課題を解決し、会社の代表権や株式を後継者に移すというのが基本的な流れとなる。

事業承継は数年がかりのプロジェクトとなる。それを滞りなく進めるにはしっかりした計画を立てて、課題をクリアしていくことが重要となる。また、事業承継には法律や税制に関する専門的な知識が求められる。したがって、事業承継に詳しい経営革新等支援機関など、信頼できる専門家のサポートを受けることが、事業承継を円滑に進めるカギといえる。

■事業承継の基本的な流れ

- 後継者の決定／事業承継計画の策定
- 現状分析
  - ・株式の評価額の試算
  - ・株主と持株数の確認
  - ・会社の資産の把握　など
- 問題点の洗い出し
  - ・株式の移行に伴う税金負担
  - ・契約書や規程の整備
  - ・経営者自身の相続対策　など
- 各種対策の検討
  - ・分散した株式の集約
  - ・非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予の活用
  - ・相続時精算課税制度の利用
  - ・種類株式や持株会、信託などの活用
  - ・社内の組織再編、役職の見直し　など
- 対策の実行
- 代表権・株式の移行
- 現経営者の引退

（後継者教育）

（引退時期から逆算してスタート時期を検討）

税理士法人 高野総合会計事務所

代表社員 公認会計士・税理士 高野 鳥司

高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・信義」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門の延勢100名の専門家集団（内、税理士30名、公認会計士15名）です。3部門連携し高度なサービスを提供致します。

【設立】1975年　【所属】東京税理士会 日本橋支部
【法人番号】第2114号
【本部】〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目3番13号 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階
TEL.03-4574-6688　https://www.takanosogo.com

銀座K.T.C税理士法人

代表社員 税理士 木下 恵子

事前にリスクを把握し、対応を行うこと。これにより後顧の憂いなく将来に向けた気持ちが前向きなものになります。当事務所における相続・事業承継グループの専門家集団が豊富な経験とノウハウを活かして総合的なサービスを提供します。

【設立】1960年　【所属】東京税理士会 京橋支部
【法人番号】第704号
【本部】〒104-0062 東京都中央区銀座7-14-13 日土地銀座ビル3階
TEL.03-3541-2958　http://www.ktctax.com

ランドマーク税理士法人

代表社員 税理士 浦田 幸弘

税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけではなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

【設立】1999年　【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部　【法人番号】第1606号
【支部】札幌、仙台、盛岡、郡山、さいたま、千葉、横浜駅前、横浜駅西、新横浜駅、川崎、厚木、湘南台、相模台
【本部】〒220-8135 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37階
TEL.0120-48-7271　https://www.landmark-tax.com/

株式会社藤井経営／藤井会計事務所

代表税理士 藤井 泉

ヒアリングに時間を掛け、お客様の想いを的確に把握し、承継者にとって「最良の相続」をご提供いたします。医療・福祉・農業などの専門分野でも、蓄積されたノウハウと最新情報で対応。財産評価や相続シミュレーションなどでお会の事前対策を提案します。

【設立】1978年
【所属】関東信越税理士会
【本部】〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町3220
TEL.0270-25-7696　http://www.frmg.co.jp

税理士法人レガシィ

代表社員 公認会計士・税理士 大野 大輔

変化の激しい社会情勢の下、事業承継に関してオーナー様個人の資産承継を併せて検討することが、より重要になっています。
税理士法人レガシィでは、60年に迫る相続・事業承継に関する日本最大級の実績をもとに、オーナー様の思いに寄り添ったお手伝いをいたします。

【設立】1964年　【所属】東京税理士会 麹町支部
【法人番号】第3788号
【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL.0120-501-725　https://legacy.ne.jp

税理士法人渡邊芳樹事務所

代表社員 公認会計士・税理士 渡邊 芳樹

大きく報道された事業承継税制は、生前の株式承継のみならず個人の相続や会社の経営にも影響を与えるため、綿密な計画が必要です。当事務所では、お客様それぞれのニーズに合わせた事業承継の形を提案し、スムーズな事業承継が行えるようサポートしています。

【設立】1997年　【所属】東京税理士会 麻布支部
【法人番号】第733号　【支部】飯田、大阪
【本部】〒107-0062 東京都港区赤坂7-6-18 赤坂ロイヤルビルアネックス
TEL.03-5575-8270　https://www.crowe.com/jp

南青山税理士法人

代表社員 公認会計士・税理士 仙石 実

事業事業・M&A、IPOに特化した各分野の専門家によるアドバイザリーファームです。
個人の資産管理、相続、税金対策もご相談承ります。仙石代表の著書「人生を変えるお金の話」は、好評を博しています。

【設立】2013年　【所属】東京税理士会 麻布支部
【法人番号】第3852号
【本部】〒107-0052 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル33F
TEL.03-6459-1672　http://minami-aoyama.jp/

税理士法人OAK

代表社員 税理士 荻田 聡

事業承継・相続のプロフェッショナルとして、企業オーナーの方々に、経営・財産・後継者、税制改正等を考慮したオーダーメイドのサービスを提供しており、事業承継税制を中心とした親族内承継や、幹部へのMBO、M&Aまで、ワンストップで対応してます。

【設立】2012年　【所属】東京税理士会 麹町支部
【法人番号】第2778号
【本部】〒102-0073 東京都千代田区九段北3-5-9 九段北用ビル5F
TEL.03-3237-1266　http://oak-c.co.jp

コンパッソ税理士法人

代表社員 税理士 若林 昭子

100年続く企業を共に。

【設立】1973年　【所属】東京税理士会 渋谷支部　【法人番号】第707号
【支部】東京練馬、武蔵野馬場、目黒、横浜青葉、川越、千葉亀山、千葉風、長野
【本部】〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町3-5 渋谷プレイス5F
TEL.03-3476-2233　https://compasso.jp

税理士法人STR

代表社員 税理士 小栗 悟

中部地区を中心に資産税対策を数多く手掛けております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策をオーダーメードでご提案いたします。
持株会社の設立から特例事業承継税制の活用まで事業承継のプロ集団が丁寧に対応しております。

【設立】1992年　【所属】名古屋税理士会 名古屋中村支部
【法人番号】第2454号　【支部】岐阜本部
【本部】〒450-0003 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル17F
TEL.052-526-8858　http://www.str-tax.jp/